

令和元年台風19号等 災害関係保証制度

茨城県信用保証協会は、台風19号・20号・21号で直接の被害を受けられた中小企業の皆様の事業の再建に必要な資金を対象とした「令和元年台風19号等災害関係保証制度」を創設し、資金繰りのサポートをしております。

令和元年台風19号等災害関係保証制度（台風19等激甚）概要

ご利用いただける方	激甚法による被災区域内（注1）に事業所を有し、令和元年台風19号・20号・21号に伴う災害により直接被害を受けた中小企業者
保証限度額	災害関係特例保険にかかる保証 法人・個人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
責任共有制度	責任共有対象外
信用保証料率	年0.70%
融資利率	金融機関所定利率
対象資金	事業の再建に必要な資金
保証期間	一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） 設備資金 20年以内（据置期間2年以内） 運転設備併用 10年以内（据置期間2年以内）
担保	必要に応じて
保証人	原則法人代表者のみ（個人事業主の方は原則不要）
添付資料	市町村長が発行する「罹災証明書等」（注2）
取扱期間	令和元年11月1日から令和4年4月30日（融資実行分）まで

（注1）激甚法による被災区域に指定された区域（14都県）
岩手県、宮城県、福島県、**茨城県**、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

（注2）事業用資産にかかる罹災証明書等の写しを添付してください。

（注3）審査の結果ご希望に添えない場合があります。

がんばる企業を全力サポート！-いはらきをもっと元気に-

 茨城県信用保証協会

ホームページはこちら



LINE@はこちら



本店営業部

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号

保証課県央・鹿行グループ

保証課県北グループ

茨城県産業会館6階

☎029-224-7812

☎029-224-7826

土浦支店

〒300-0043

土浦市中央二丁目2番28号

保証課県南グループ

保証課県西グループ

☎029-826-7812

☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号

経営支援課本店担当グループ

経営支援課支店担当グループ

経営支援課経営相談グループ

創業支援課

茨城県産業会館2階

☎029-224-7813

☎029-224-7858

☎029-224-7852

☎029-224-7865